

別添

謝 金 基 準

1. 本事業における外部専門家への謝金の支出金額（源泉所得税・復興特別所得税込、消費税別）は、次の基準とする。

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 大学教授、弁護士、公認会計士等 | 100,000円/時間（限度） |
| (2) 大学准教授・講師、技術士、司法書士
税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等 | 80,000円/時間（限度） |
| (3) 民間企業 | |
| ①企業経営者等 | 80,000円/時間（限度） |
| ②部長・課長クラス | 50,000円/時間（限度） |
| ③その他 | 30,000円/時間（限度） |
| (4) 組合、社団法人等 | |
| ①役員等 | 80,000円/時間（限度） |
| ②事務局長 | 50,000円/時間（限度） |
| ③その他 | 30,000円/時間（限度） |
| (5) 公的機関、独立行政法人等 | |
| ①役員等 | 80,000円/時間（限度） |
| ②部長・課長クラス | 50,000円/時間（限度） |
| ③その他 | 30,000円/時間（限度） |

※1 謝金には消費税を含めて支払うこと。ただし、消費税は助成対象経費とはならない。

※2 個人に対して支払う場合は、源泉税等を控除すること。